幼児教育・保育の無償化が始まります

問こども教育課 Ⅲ(57)4138

令和元年10月から、3~5歳までの子どもがいる世帯の幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料(保育料)が無償化されます。

この制度は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の一環として実施するものです。

幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- ○**幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたち**の利用料が無償化されます。(幼稚園については、満3歳から無償化)
 - ●通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。 ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
- ○0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。 【対象となる施設・事業】
- 〇幼稚園、保育園、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業 (標準的な利用料)** も同様に無償化の対象とされます。

幼稚園の預かり保育・認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- ○無償化の対象となるためには、町から**「保育の必要性の認定」を受ける必要**があります。
- (注) 原則、通われている施設を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」については、 就労等認可保育所の利用と同等の要件があります。
- ○認可外保育施設に通う3歳から5歳までの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民 税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。
- 〇認可外保育施設に加え、**一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業** も無償化の対象です。

幼児教育・保育の無償化の主な例

